

## 成功か失敗か

### —1844年オランダ国王ウィレム 2 世の親書—

松 方 冬 子

はじめに

「日本近世史から見たオランダ語史料」を論じるに当たり、私は1840年代に焦点を当てたいと思う。何故なら、この時代の日本の対外政策が、オランダからの情報によって大きく左右されたからである。アヘン戦争以降活発になった列強の東アジア進出について、特に列強側の意図や力量について、日本人に語ることができるのは、オランダ人だけであった。従って、日本近世史の研究者が、オランダ語史料によりオランダ人の情報源や意識について知りたいと考えるのは自然である。本報告では、特に、1840年代の日蘭関係において最大の出来事であったウィレム 2 世の親書送付についてラフなスケッチを試みる。

1844 (弘化元) 年、オランダ国王ウィレム 2 世が署名した手紙 (以下「親書」) が、オランダ東インド艦隊の一隻パレンバン号によって長崎に届けられた。この出来事については長い研究史がある。ここ20年間を見ても、日本においては永積洋子「通商の国から通信の国へ—オランダの開国勧告の意義—」(1986年)、オランダにおいては、エルス・ヤコプスの「言葉だけを武器に—国際貿易に日本を開港させるオランダの努力 (1844年)—」(1990年) などが書かれている。

しかし、この親書の意義については、大成功と評価する永積論文と、失敗したとするヤコプス論文とでは、全く評価が相反している。本報告は、この意見の不一致を止揚することを第一の目的とする。なお、主にオランダ側史料を用いるが、史料の拙訳を掲げることはせず、大意を“ ”を以て示すこととする。

#### I. 親書送付にいたるオランダ植民省の動機

##### 1. 薪水給与令 (1842年)

1842 (天保13) 年 8 月31日、幕府は、1825 (文政8) 年の異国船打払令を撤回し、いわゆる薪水給与令を発令した。発令のきっかけは、アヘン戦争の後イギリスは次に日本に艦隊を派遣して開国を迫る計画があるという、1842年 7 月20日に新任の長崎オランダ商館長がもたらした情報であり、幕府は予想されるイギリスとの武力衝突を避けようとしたのである。

この命令は、オランダから諸外国に通達するようという文言が付されてオランダ商館長に伝えられ、同年秋にバタフィアのオランダ領東インド総督 (以下「総督」) にもたらされた。総督ピエール・メルクスは、翌1843年 6 月13日付の書翰によって、新しい命令が出されたことを、本国植民省に伝えた。総督は、イギリスが日本に対して武力を用いた場合、商館長が対応に苦慮することを心配して、本国の訓令を仰いだのである。総督の書翰が植民大臣に届いたのは恐らく1843

年10月と思われる。植民大臣ジャン・C・バウトは、10月23日付で、国王親書を翌年に将軍に宛てて送り、日本が置かれている危険な状況について警告し、危険を避けるように忠告することを国王に進言した。国王は、2日後これを裁可した。そして、植民大臣はこの親書に対する日本の反応を見るまで、薪水給与令を諸外国に公表しないことを決定した。以上の経緯から、親書送付決定の直接の動機は、薪水給与令の真意を探ることにあったと言える。

薪水給与令が、何故すぐに国王親書の送付を導き出したのか、植民省文書の関係ファイルからは分からない。しかし、このことから、日本への親書送付への計画は内々にせよ植民省内に既に存在し、薪水給与令の情報がそれに最後のボタンを押したのだ、という推測は充分成り立つだろう。

実は、オランダ人で親書の送付を考え付いたのは、植民大臣バウトだけではない。総督メルクスは、前述の書翰を送った2ヵ月後の8月31日付書翰に添えて、大使派遣の提案を含む東インド政庁財務局長J・D・クルーセマンの覚書を送付している。クルーセマンは、“日本を去るといふ脅しを以て日本へ貿易条件の緩和を迫るための使節を送るべきだ”と主張している。さらに、“日本人は、慣習が第2の天性になっているので、今更オランダ人が去ることを望まないだろう”、とも述べている。これに対して、メルクス自身は、遣使にあまり賛成ではない。この意見の相違のため、メルクスはクルーセマンと自分の意見を両方本国に送ったのであるが、これを植民大臣が読んだのは、既に本国で親書送付の準備がかなり進んでからのことであった。なお、メルクスはここで興味深い指摘をしている。すなわち、“商館長と幕閣の間には、余りにも多くの媒介者があり、従って途中の情報操作が起りうるため、日本の対蘭政策や、アヘン戦争の結果を幕府がどう理解しているのかわからない”というのである。メルクスも、通詞や長崎奉行を介した、今までの方法では、幕府との意思疎通が不充分であることは、認識しているわけである。

なお、当時の日本が最も恐れていたのはイギリスであったと思われる。1837年のモリソン号事件、小笠原諸島占領の動き、アヘン戦争などが次々と起り、イギリスへの恐れは増していった。注目すべきは、オランダ人の心情としては、イギリスの東アジアにおける強硬策を歓迎していなかったのではないかということである。ヤコブスは、ベルギー独立問題(1830～39年)において、イギリスがベルギー側に加担したこと、また、イギリスがオランダ領東インド市場への進出を図っていたこと、が原因で、オランダはイギリスに対して疑念や恨みを持っていたと指摘している。それが総督・商館長が日本に提供する情報にある程度反映した可能性もある。モリソン号事件以下についての詳細を幕府が知ったのは、主にオランダ人の情報による。オランダ情報が、あまり自覚的でないにせよ、幕府のイギリスへの恐怖を強める方向に影響したかもしれない。

## 2. 長崎で発生する情報操作

1838年から1843年にかけて、オランダ商館員から日本に様々な情報が提供されたが、そのすべてが総督の意思を反映したものではなかった。

例は数多く挙げることができるが、例えば、先に述べた1842年新任商館長ピーテル・ピックによるイギリス船の渡来情報は、元々は「筆者びいする」が口頭で話した内容であり、同席していた在留商館長エドゥアルト・フランディソンが、そのようなことは重大事なのでいい加減な気持ちで話してはいけない、と注意したところ、新任商館長ピックもその情報を裏付けたので、フランディソンも黙止しがたくなり、通詞たちに相談したところ、書面にすることを求められたもの

であった。従って、総督のみならず商館長すら管理し難い、オランダ人からの情報が日本で独り歩きをする可能性が充分にあったわけである。

また、イギリス測量船サマラング号が、測量等の目的で日本に来航するという情報が、1843年にオランダ船によりもたらされた。この件については1843年10月31日付総督宛商館長ピック書翰に言及がある。ピックは、詳細を問い質しにきた徒目付・小人目付に以下のことを江戸に報告することを依頼した。“イギリスが日本沿岸の測量をする可能性は増した。しかし、オランダ人がいる限り、イギリス人も無茶はしないだろう。従って、イギリスの脅威から日本を守るために、オランダ人を日本に繋ぎ止めて置く方策として、オランダ人に対する貿易条件を改善したほうがよい。”と。

歴代の商館長は、ピックに限らず、“オランダが日本を守ってやっているのだから、貿易制限を緩和せよ”というような交渉をしようとする傾向にあった。しかし、それは、総督や植民大臣から見るとあまり好ましいものではなかった。年に一度の日本派船を前提とする以上、現場の交渉のかなりの部分を商館長に委ねざるを得ない現状に、後者が危惧を抱くことは充分ありえた。

以上のように、日本側では「長崎口」(通詞や奉行)を介在した形での、またオランダ側では商館長・商館員に全面的に依存した形での、日蘭関係には限界があり、それを打ち破る必要を、植民大臣は、そして場合によっては東インド政庁レベルでも、感じていた。その結果が、国王親書の送付であったと考えられる。かつて、オランダ総督オラニエ公マウリッツが日本に当てた手紙に対しては、1609年家康から朱印状が与えられた。1641年東インド会社の東インド総督アントニオ・ファン・ディーメンが「御江戸御奉行様中」宛に書翰を送った時、返書を出したのは、出島乙名海老屋四郎右衛門であった。国王の親書であれば「日本の皇帝」たる将軍が返書を書くに違いない、という確信があったのであろう。

## Ⅱ. 正式な使節抜きの親書送付

親書送付に至るまでには、植民省で、様々な準備が行なわれた。まず、国王顧問官フィリップ・フランツ・フォン・シーボルトに全般的な相談がなされ、それに対しフォン・シーボルトからは国書案、贈物を渡すべき日本人のリスト、使節への訓令案、等が植民大臣に提出されている。

また、国王府長官は使節として陸軍少将C・ネプラーを指名し、11月23日植民大臣がネプラーに正式の要請を行なった。ネプラーは、ちょうど東インドへ別の理由で派遣される予定で、そのうち数ヶ月を割いて日本へ派遣される計画であった。しかし、いくつかの点で植民省と意見が合わず、使節を解任された。当時、1839年のベルギー独立に伴う損失が大きく、オランダの財政は極度に厳しかったため、日本派遣だけのために使節の派遣をする余裕がなく、そのため植民大臣は親書の呈上を長崎商館長に代行させることを決定した。

親書の内容は、商館長にも秘密にされた。商館長に知らせれば、商館長から日本人に内容が漏洩する可能性があることを、総督も知っていたのである。前述のような商館長の不用意な発言がそれを裏付けていた。そして、フォン・シーボルトは、事前に内容が知られてしまえば、1804年のレザノフの時のように、受け取り自体を拒否される可能性が充分にあり、一方、内容を明かさなければ、使節は親書を携えて江戸へ行ける可能性もあると考えていた。しかし、商館長は、江戸へは行かず、長崎で親書を日本側に手渡ししてしまったのである。ここに、特別な使節の費用を節約したことの結果が現れたように思う。

### Ⅲ. 親書と返書の形式と内容

#### 1. 親書

私は、親書の内容の要点は、(1) 東アジア情勢の変化を幕府が理解しているか否かの確認と、(2) 薪水給与だけでなく通商もするつもりがあるかどうかの打診という2点に絞られるのではないと思う。勿論(2)が、商館長が通常行なっているような直接的な利益追求と受け取られないように細心の注意を払った。

この親書の文面だけを見ると、開国を促す忠告と読める。しかし、日本が開国した場合、イギリスがすぐに進出してくる可能性があった。オランダがイギリスの進出を本当に願っていたとは思えない。純粋な好意に基づく忠告であるとして、一方の極論を示しておいて、幕府の方針、特に薪水給与令に隠された意図を探り出すことが、本当の目的だったのではないであろうか。

#### 2. 返書

日本側から発給された返書は、オランダ側が「オランダ語または中国語の訳文を求め」たため、漢文で書かれた。植民大臣バウトは、解釈と説明をフォン・シーボルトに依頼、フォン・シーボルトは翻訳をヨハン・J・ホフマン博士に依頼した。その翻訳をもとにフォン・シーボルトは植民大臣に返書に就いてのコメントを、ロシア使節ニコライ・P・レザノフへの論書のドイツ語訳とともに5月4日付で植民大臣に報告し、それに基づいて、植民大臣は国王に報告を行なった。植民大臣は、「レザノフの例を見ても、将軍からは、「将軍の意を受けて」という形でしか受け取れないのであり、今のところはそれに甘んじるしかないと思う」と国王に報告している。

返書の内容は、概略(1) 近世初期は諸外国との通交を行っていたことを認めた上で、(2) その後「通信之国」「通商之国」を分けたことを述べ、前者は朝鮮・琉球のみ、後者はオランダ・中国のみであるとしている。そして、(3) オランダは「通信之国」ではないので、将軍が親書への返事を書くことは「祖法」に反するので、返事はできない。(4) しかし、全く返答しないのでは礼を失することになるので、老中からオランダの「政府諸公閣下」宛に返書を送ることにする。(5) 今後は、一切書翰を送って寄越さないように、送ってきても開封せずに返送する、というものであった。

(1) について。幕府もオランダ側の手に、来航と通商を許可する家康と秀忠の朱印状があることを知っているのだから、それに配慮したものと思われる。(2) については、日本では「通信」の方が「通商」よりは上位の概念なのであるが、オランダ人は恐らく逆の認識を持ったであろう。国王書翰においても、「友好関係によってのみ平和が守られ、友好は貿易によってのみ生まれる」、すなわち、通商の上に「通信」=友好が成り立つ、という認識が示されている。(3) について。返書を将軍の直書の形で送らないことが非礼に当たることは、幕府も充分認識している。(4) については、差出が老中であるため、礼を考慮して披露状の形を取ったと考えられるが、オランダ側は丁寧にしてもらったという意識はあったであろうか。

フォン・シーボルトの5月4日付のコメントに立ち戻ろう。内容について彼は、「この書翰の起草に際して、老中によって、外国との交渉に関わるすべての証書類〔書かれている内容の証拠となるにふさわしい形式で作成された文書類〕が、参照されたことは明らかである。外国に関して定められた古い諸規則から、また200年間言い続けて来たことや自由貿易への懇願に常に反対し続けてきたことから逸脱しないために。この老中書翰で示された論説は、様々な機会にオランダ

ダ商館長に日本政府から既に知らされてきたことと一致している。しかし、将軍の書翰には、日本人が古い通航許可証〔家康の朱印状〕に付与している〔のと同じ〕価値がある。古い慣習や繰り返し従われる〔先〕例は、日本においては法的な効力を持つ。”と述べている。

それを受けて、バウトは“親書が将軍に引き起こした感謝の気持ちが実を結ぶのを気長に待つこととし、それまで東インド政庁が貿易の利益を無理やり追求するべきではない”と、国王に報告した。バウトは親書送付を成功と判断したのか否か。国王への報告書の文面は非常に曖昧である。もしウィレム2世が無知無能な国王であれば、植民大臣は、自署した書翰が全く成果を生まなかったという報告を提出できないであろう。しかし、ウィレム2世は充分な政治的センスを持った人物であったと思われる。従って、バウトの曖昧な表現は、決して国王への追従ではなく、彼の本心であり、基調は将来の対日関係の好転に繋がることを期待する、というものだろう。

#### IV. 親書送付の結果

##### 1. 薪水給与令は諸外国に伝達されたか

このような幕府の姿勢が明らかになったため、薪水給与令は1850年まで公表されなかった。異国船打払令(1825年)が撤回された、という情報をオランダが各国に流すことは、即、日本が「排外政策」を放棄しつつある、と解釈されかねず、それは日本の解釈とは大いにずれており、オランダにとっても日本にとっても好ましいとは考えられなかったためであろう。逆に、漂流民と測量禁止を内容とする1843年の命令が、1847年にイギリス・フランス・アメリカに伝達された。薪水給与令が各国に伝達されたのは、1851年3月のことであった。

##### 2. 「鎖国」の「祖法」化

日本に視点を転ずると、この返書において、「通信之国」を朝鮮・琉球に限定し、「通商之国」を中国・オランダに限定する、という幕府の方針は最も明瞭に宣言され、成文化され、明確な「祖法」となった。藤田覚は、「十七世紀の半ばに形成され、十八世紀に確定した対外関係が、それを規定する法や規則を欠いたまま持続した。〔中略〕寛政改革期の幕府は、紛争回避を優先させるとともに、法を示すことによって出来る限り現行の対外関係を維持しようとした。そこで、それまでの対外関係を法のレベルで捉え返そうとし、通信の国、通商の国を定めた祖法が存在し、新規に関係を持つことを禁止しているとした。〔後略〕」と書いている。

しかし、この藤田の論に、既にフォン・シーボルトは、かなりの程度近づいていたと言えるだろう。フォン・シーボルトやクルーセマンなど、当時の日本人と付き合っていたオランダ人は、日本においては成文法だけが法ではなく、慣習や先例も場合によっては法的効力を持つ、と指摘できたのである。さらに、フォン・シーボルトは、“すべての証書類が、参照されたことは明らかである。”と述べ、レザノフ宛「諭書」の翻訳を提示している。これは、漠然としてであれ、フォン・シーボルトが、日本の慣習はロシア人に対しては「証書類」として成文化して示されなければならなかったことを認識していたことを示していないだろうか。慣習は、時の幕府によって整理され、自覚化され、成文化され、そして次の「証書」を作る際の不可欠の前提となっていたのである。

おわりに

国王の親書は成功だったか、失敗だったか。親書送付の第一の目的は、薪水給与令に関して、幕府の真意を知ることだった。それについては、オランダは幕府から直接、実に明確な回答を得

た。その意味では、成功したといえよう。しかも、ある意味では、西洋諸国のなかでオランダだけが日本貿易を独占できるという通航許可証を得たとも解釈できたのである。これはオランダ人にとっては重要なことだった。

しかし、第二の目的、すなわち、「長崎口」を排した直接交渉を目指したという点では、あまり成功したとは言えない。今回に限っては、老中の返書を得たものの、2度と書翰は送るな、という条件付きだった。今後、「長崎口」を排しての交渉を続ける道は閉ざされた。その意味では失敗だったと言えるであろう。

ただ、植民大臣も国王も、この親書送付によって通商を拡大し、貿易からの直接的利益を得ることは期待していなかったと思われる。従って、親書は厳密には「開国勸告」ではなく、「開国」が得られなかったことは、失敗とは考えられなかったのではないかと思う。

#### 〈主な参考文献〉

(発表年代順による)

Meijlan, G. F., *Geschiedkundig Overzicht van den Handel der Europezen*, Batavia, 1833.

Chijs, J. A. van der, *Neèrlands Streven tot Openstelling van Japan voor den Wereldhandel*, Amsterdam, 1867.

佐藤昌介『洋学史研究序説—洋学と封建権力—』(岩波書店、1964年)

森岡美子「ウィレム二世開国勸告に関するオランダ側の事情について—鎖国日本に対して寄与すべきオランダの役割—」(『史学雑誌』84編1号、1975年)

永積洋子「通商の国から通信の国へ—オランダの開国勸告の意義—」(『日本歴史』458号、1986年)

藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究—天保期の秩序・軍事・外交—』(校倉書房、1987年)

Jacobs, Els M., "Met alleen woorden als wapen. De Nederlandse pogingen tot openstelling van Japanse havens voor de internationale handel (1844)" (*Bijdragen en Mededelingen betreffende de Geschiedenis der Nederlanden* 105:1, 1990).

藤田覚「鎖国祖法観の成立過程」『近世日本の民衆文化と政治』(河出書房新社、1992年)

横山伊徳「日本の開港とオランダの外交—オランダ外務省文書試論—」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史 II 外交と戦争』(東京大学出版会、1992年)

鶴田啓「近世日本の四つの『口』」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史 II 外交と戦争』(東京大学出版会、1992年)

横山伊徳「日本の開国と琉球」曾根勇二・木村直也編『新しい近世史 2 国家と対外関係』(新人物往来社、1996年)

三谷博『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動—』(山川出版社、1997年)

森田安一編『世界各国史 14 スイス・ベネルクス史』(山川出版社、1998年)

藤田覚「対外関係の伝統化と鎖国祖法観の確立」藤田覚編『十七世紀の日本と東アジア』(山川出版社、2000年)

藤田覚「文化四年の『開国』論」(『千葉史学』、2000年)

〈主に用いた史料〉

オランダ植民省文書 (2.10.01)、オランダ国立中央文書館 Nationaal Archief 所蔵 (特に Verbaal Stukken/  
Geheim)

日本商館文書 (1.04.21)、オランダ国立中央文書館 Nationaal Archief 所蔵

「モリソン号事件関係記録 全 天保九ヨリ 納富介次郎所蔵文書ノ内」東京大学史料編纂所所蔵、維新  
史料引継本Ⅱほー414

箭内健次編『通航一覧統輯』2 (清文堂出版、1968年)

(付記)

本報告は、2002年度稲盛財団研究助成金「1840年代日蘭外交の相互模索—いわゆる『ウィレム二世の開国  
勸告』を中心に—」及び科学研究費補助金若手研究 (B)「日蘭双方の史料から見たオランダ風説書の史  
料学的研究」(課題番号14710228)の研究成果の一部である。オランダ語史料・論文の拙訳・読解に関し  
ては、イサベル・ファン・ダーレン氏のご助力を得たことを記して謝意を表す。エルス・ヤコプス論文  
の入手に際しては、小暮実徳氏及びシンティア・フィアレイ氏のご助力を得た。当日の口頭報告は、英文・  
和文のフルペーパーを配布の上、英語で行なったが、ここには和文のみを収録する。なお、本報告と当日  
の討論をもとに、「オランダ国王ウィレム2世の親書再考—1844年における『開国勸告』の真意—」(『史学  
雑誌』114編9号、2005年9月)を成稿した。